

七十七でんさいをご利用の際の留意事項について

株式会社 七十七銀行

項目	ご注意いただきたい内容
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用にあたっては、株式会社七十七銀行（以下「当行」といいます。）に、当行所定の利用料（取扱手数料）をお支払いください。 ○ 株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます。）からおお客様に対し、直接、手数料等の費用を請求することは原則としてありません。
利用可能時間 （営業日・営業時間）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用可能時間は、銀行営業日（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）の午前9時から15時までです。 ただし、翌日以降の日付を指定した記録請求、および開示請求については、インターネットバンキングによるご利用の場合に限り、前述の時間帯を超えて利用可能です。 ※ 具体的な利用可能時間については、当行取扱店の窓口にお問い合わせください。
利用者番号	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>お客様には、でんさいネットが、1法人（個人事業主の場合は1人）につき1つの利用者番号を付与いたします。</u> ○ 複数の窓口金融機関をご利用の場合（例えば、法人のお客様が本社と支社とで異なる金融機関を窓口金融機関としてご利用なさる場合）でも、利用者番号は同一（1つ）です。 ※ すでに利用者番号をお持ちのお客様が、別の金融機関に利用申込をなさる場合は、その利用者番号をお申し出ください。 誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合は、でんさいネットにおいて、早く付与された利用者番号に名寄せさせていただきます。
でんさいの発生 （手形の振出に相当）	<ul style="list-style-type: none"> ○ でんさいネットが取扱う電子記録債権（以下「でんさい」といいます。）を発生させる際の債権金額は、1円以上100億円未満です。 なお、債権金額は、1円単位で設定できます。 ○ でんさいの支払期日（手形のサイト）は、電子記録年月日（でんさいの発生日）から起算して銀行7営業日から最短で3銀行営業日経過した日以降で10年後の応答日までの範囲で設定できます。 ○ 資金調達等の目的で多数の者に対してでんさいを発生させるなど社債のようにでんさいを利用することは禁止しています。
でんさいの譲渡 （手形の裏書に相当）	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱いとなり、債務者が支払いできなかった場合は、当該でんさいを譲渡したお客様が、債権者に対して支払義務を負うこととなります。</u> ○ 債権者利用限定特約（でんさいの債務者とならない特約）を締結したお客様の場合でも、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱いとなります。
でんさいの分割譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ○ でんさいは、債権金額を2つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。（例えば、1,000万円のでんさいのうち、800万円を分割譲渡し、残りの200万円のでんさいを自分の債権として保有することができます。） ※ 分割のみの取扱いはできません。
でんさいの取消等	<ul style="list-style-type: none"> ○ でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5銀行営業日から最短で1銀行営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方が単独で取り消すことができます（当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。）

項目	ご注意ください内容
でんさいの記録内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>利害関係者全員の承諾が無ければ、でんさいの記録内容を変更することはできません。</u> ※ 利害関係者が複数に及ぶ場合、でんさいの記録内容の変更は非常に困難です。でんさいの記録請求は、内容をよく確認のうえで行ってください。
記録請求の制限期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>でんさいの支払期日が近づくと、決済準備のため、記録請求が制限されます。(例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の7銀行営業日前から最短で3銀行営業日前までに行う必要があります。)</u> ※ 詳しくは、後記「ご参考(記録請求の受付制限期間)」をご参照ください。
でんさいの決済 (口座間送金決済)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行います。債務者のお客様は、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、決済口座に資金をご準備ください。</u> ○ <u>支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客様には支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。(詳しくは、後述の「支払不能処分制度」をご参照ください。)</u> ○ 支払資金は、支払期日に債権者の決済口座に送金されます。ただし、債権者の決済口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、債権者ご自身の窓口金融機関にご確認ください。 ○ 債務者と債権者の間の取り決めにより口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合でも、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が行われていない場合は、口座間送金決済が行われます。 ○ <u>債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含みます。)は、債権者に対して、支払義務を負います。(手形の遡及権と同様です。)</u> ○ 電子記録保証人が債務者に代わって支払いを行い、支払者として支払等記録を行った場合、当該電子記録保証人は、特別求償権を取得し、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して求償することができます。
口座間送金決済の中止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 債務者のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても口座間送金決済を中止することができます。 ただし、この場合でも、口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われます。 なお、前述の理由により支払不能処分の適用に異議がある場合には、窓口金融機関(当行)を通じて異議申立を行うことができます。
支払不能処分制度 (手形の不渡処分制度に相当)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>でんさいの決済(支払い)ができなかった場合(支払不能の場合)、当該債務者のお客様には、次のとおり支払不能処分が科されます。</u> ① <u>1回目の支払不能があった場合、その情報は、すべての参加金融機関(全国の銀行、信用金庫、信用組合等、でんさいのサービスを提供できる金融機関)に対して通知されます。</u> ② <u>1回目に支払不能となったでんさいの支払期日から6ヵ月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。また、その情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。</u> <u>「取引停止処分」が適用された債務者には、「債務者利用停止措置」が講じられるほか、新たな貸出取引(当行の債権保全のための貸出を除きます。)をお断りいたします。</u> ○ 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。 ○ 手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数とは合算いたしません。

項目	ご注意いただきたい内容
異議申立の手續	<p>○ <u>特別な事情があつて口座間送金決済を中止する場合は、債務者のお客様は異議申立を行うことにより、支払不能処分^のの猶予を受けることができます。</u></p> <p>○ <u>ただし、債務者のお客様が異議申立を行う場合には、支払期日の前銀行営業日までに窓口金融機関（当行）にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額（異議申立預託金）をお預けいただく必要があります。</u></p> <p>※ 異議申立預託金は、異議申立の手續が終了したときに返還いたします。</p>
記録事項の開示	<p>○ <u>「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者（債務者、債権者、電子記録保証人（譲渡人を含みます。））とその窓口金融機関です。</u></p>
他の記録機関との関係	<p>○ 他（でんさいネット以外）の電子債権記録機関の電子記録債権は、でんさいネットではお取扱いできません。またでんさいネットの でんさいも他（でんさいネット以外）の電子債権記録機関で取扱うことはできません。</p>
領収書の発行	<p>○ でんさい取引の履歴は、発生記録や譲渡記録、支払等記録としてでんさいネットの記録原簿に記録されます。お客様は、領収書を発行しなくても、発生記録や譲渡記録ででんさいの授受を確認できるほか、支払等記録で支払内容をご確認いただけます。</p>

〔ご参考（記録請求の受付制限期間）〕

（○：受付可能 △：条件付で受付可能 ー：受付不可）

記録請求内容		記録請求日											
		7 銀行営業日 以前以前	6 銀行営業日 日前	5 銀行営業日 日前	4 銀行営業日 日前	3 銀行営業日 日前	2 銀行営業日 日前	1 銀行営業日 日前	支払期日当日 （口座間送金決済日）	1 銀行営業日 日後	2 銀行営業日 日後	3 銀行営業日 日後以降	
1. 発生記録請求 （請求者：債務者、債権者）		○	○	○	○	○			ー	ー	ー	ー	ー
		○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
2. 譲渡記録請求 （請求者：債権者）		○	○	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	△ (注5)	
3. 分割記録請求 （請求者：債権者）		○	○	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	
4. 保証記録請求（「単独の保証記録」） （請求者：債権者）		○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	△ (注5)	
5. 支払等記録請求 （「口座間送金決済」以外）（注1） （請求者：債権者、支払者）	請求者が債権者の場合	○	○	○	○	○	ー	ー	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○	
	請求者が支払者の場合	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○	
6. 変更記録請求	(1) 住所など利用者属性情報に関する記録の変更の場合 （請求者：債務者、債権者、保証人（注2））		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (注8)
	(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録の変更の場合 （注3）	①発生直後（利害関係者が債務者と債権者のみの場合） （請求者：債務者、債権者）	a. インターネットバンキングによる場合 （注4）	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
		b. 書面による場合	○	○	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	②分割や譲渡等がされた後（利害関係者が3名以上いる場合） （請求者：債務者、債権者、保証人（注2））	○	○	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	

（注1）口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。

（注2）「単独の保証記録」をした保証人のほか、譲渡記録に随伴する（譲渡保証）をした保証人（譲渡人）を含む。

（注3）「ー（受付不可）」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。

（注4）インターネットバンキングを使用して変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。

（注5）支払等記録が行われていない場合で、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。

（注6）債務者の窓口金融機関からでんさいネットに対して支払不能通知が出された後であれば可。（ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3銀行営業日後）。

（注7）支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。

（注8）債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。